

事務連絡
令和2年5月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の
取扱いについて（正式通知）（周知）

平素より産業教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省海事局海技課において、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、練習船による実習の期間を短縮せざるを得ないことについて、やむを得ない事情がある場合には、当該実習の特例の適用を行う方向で検討している旨の事務連絡が地方運輸局等に対して発出された旨、周知する事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の取扱いについて（周知）」（令和2年4月30日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室名事務連絡）を発出しておりましたが、この度、別添のとおり、国土交通省より、正式に乗船実習の特例の適用について示した事務連絡（添付資料の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の取扱いについて（正式通知）」（令和2年5月15日付け国土交通省海事局海技課長名事務連絡））が地方運輸局等に対して発出されております。令和2年度に高等学校（専攻科を含む）の課程を卒業又は修了する者だけでなく、令和2年度に練習船による実習を受ける者全てを適用対象とする取扱いや国土交通省に事前報告する様式等の内容について、ご承知おき願います。

なお、各水産高等学校に対しては、地方運輸局等を通じて、当該事務連絡が周知されていることを申し添えます。

【本件担当】

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室産業教育係 03-5253-4111（内線 2904）

事 務 連 絡
令和2年5月15日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室 担当官 殿

国土交通省海事局海技課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の
取扱いについて（正式通知）（周知）

標記について、別添のとおり、令和2年5月15日付で地方運輸局等に対して事務連絡を発出し、貴管下の水産高等学校等へも周知しておりますので、御了知願います。

問い合わせ先：
国土交通省海事局海技課
担当：福岡、鬼久保
TEL：03-5253-8111（内線：45315、45339）
03-5253-8655（直通）

事務連絡
令和2年5月15日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

国土交通省海事局海技課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の取扱いについて
(正式通知)

学校卒業者として、船舶職員及び小型船舶操縦者法第13条の2第1項の規定による第一種養成施設の課程を修了し、海技試験の筆記試験の免除を受けたり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第26条の規定による乗船履歴の特例の適用を受けて口述試験を受験したりするには、規則別表第6の海技試験の種別に応じて練習船による実習等、所定の乗船履歴を有している必要がある。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底が求められており、各学校において練習船による実習を実施することが困難な状況である。

このため、学校卒業者に係る海技試験の筆記試験免除及び口述試験の受験について、令和2年4月30日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校卒業者に係る乗船実習の取扱いについて」を発出し、取扱いの方向性を示していたところであるが、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の関係機関へ周知するとともに、遺漏なきよう取扱願います。

記

1. 適用対象

本取扱いは、次に掲げる学校の課程において練習船による実習を受けた者（令和2年度）であって、海技試験の筆記試験の免除を受けようとする者又は口述試験を受験しようとする者に適用する。

- ① 大学
- ② 高等専門学校
- ③ 海上保安大学校本科
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構

- ⑤ 独立行政法人海技教育機構海技士教育科
- ⑥ 高等学校又は中等教育学校

2. 事務取扱

練習船による実習では、船舶に備え付けられた航海計器や出力装置等の操作や航海当直など実際の航海を通じて船舶職員としての職務を行うために必要な知識及び能力を習得できることに意義があるものと考えられる。当該実習の具体的な内容については、各学校において訓練計画を作成しているところであるが、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、練習船による実習の期間を短縮せざるを得ないことについて、やむを得ない事情がある場合には、乗船履歴の特例の適用や養成施設の課程修了が認められるよう、上記の実習の意義に鑑み、講義による航海計器の原理の習得や陸上のボイラー施設の活用等により代替的に知識や能力を修得できると認められるものについては、練習船による実習以外の教育訓練（通信教育や遠隔授業等の対面式によらない教育訓練も含む。）を受けることをもって練習船による実習を受けたものとみなし、必要な教育訓練を全て修了することで、規則に規定されている乗船履歴を有しているものとして取り扱う。

3. 手続

本取扱いに基づく練習船による実習の特例の適用を受けるには、各学校が、別添報告様式1及び報告様式2を海技課試験係に事前に報告し確認を受けること。

報告様式1(乗船実習の弾力的運用)

船舶職員養成施設	練習船			当初の実習期間・時間数	変更後の実習期間・時間数	代替措置 (別途提出)
	船名	船舶番号	実習生	期間	期間	
(例)〇〇高等学校	〇〇丸	1234567	専攻科生 ○名 本科生 ○名	令和2年〇月〇日～ 令和2年〇月〇日 (実習時間数:○時間)	令和2年〇月〇日～ 令和2年〇月〇日 (実習時間数:○時間)	別途提出

報告様式2(乗船実習の弾力的運用)

※すべての代替訓練について項目立てする必要はなく、(2)以降が同内容になる場合は、(1)にいくつかの実習をまとめて記載可能。

番号	(1)代替訓練として行う授業や実習の内容	(2)代替訓練に使用する予定の施設・設備	(3)代替訓練の時間数や日数	(4)代替訓練による知識・技能の習得に係る評価方法
例1	航海計器、航路標識、水路図誌に関する知識の習得	インターネット回線を通じた実習生(自宅)に対する遠隔授業	乗船中の座学〇〇時間を自宅学習で代替	理解度を測るための確認テストを実施し評価
例2	レーダーによる船位の測定	学校内実習棟に設置のレーダーシミュレーター	乗船中の実習〇〇時間を陸上の実習で代替	校内実習での実技習得状況により評価
例3	出力装置の運転、保守及び故障に対する処置	学校内実習棟に設置の大型ディーゼル機関、発電機、ボイラー	乗船中の実習〇〇時間を陸上の実習で代替	校内実習での実技習得状況により評価
1				
2				
3				